

2 0 2 6 年度
第 1 回定期監査結果報告書

町 田 市 監 査 委 員

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査を実施したので、
同条第9項の規定により、その結果の報告書を提出する。

2026年8月3日

町田市監査委員	小泉	めぐみ
同	古川	健太郎
同	渡辺	巖太郎
同	松葉	ひろみ

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

なお、本監査は町田市監査基準に準拠して実施した。

2 監査の範囲

環境資源部及び選挙管理委員会事務局の財務に関する事務その他の事務

(1) 対象年度

2025年度（必要に応じて2024年度以前を含む。）

(2) 対象事務

収入事務、支出事務、契約事務及び財産管理事務について、リスクの程度に応じ次表のとおり抽出した。

○環境資源部

環境政策課

【収入事務】

歳入科目
物品売払収入/車両売払代

【支出事務】

契約件名又は歳出科目
次世代エネルギー等推進事業に係る負担金補助及び交付金(次世代エネルギー等促進奨励金)

【契約事務】

契約件名
境川クリーンセンター旧管理棟 電気需給単価契約

【財産管理事務】

重要物品	取得年度	取得価額(円)
その他雑品(電気自動車用急速充電器)	2014	2,948,860
その他雑品(電気自動車充電器課金装置)	2015	1,620,000

環境共生課

【収入事務】

歳入科目
衛生費雑入/行旅死亡人等所持金

【支出事務】

契約件名又は歳出科目
道路等喫煙禁止区域内指定喫煙所廃棄物収集運搬処理委託(単価契約)
Zmap関連製品使用許諾(ライセンス使用料・長期継続契約)

【契約事務】

契約件名
道路等喫煙禁止区域内指定喫煙所廃棄物収集運搬処理委託(単価契約)
Zmap関連製品使用許諾(ライセンス使用料・長期継続契約)

【財産管理事務】

重要物品	取得年度	取得価額(円)
情報処理用機器(航空機騒音自動測定装置)	2012	3,990,000
情報処理用機器(航空機騒音自動測定装置)	2013	3,990,000
情報処理用機器(航空機騒音自動測定装置)	2014	4,125,600

循環型施設整備課

【支出事務】

契約件名又は歳出科目
上小山田地区資源循環型施設位置検討業務委託
町田都市計画ごみ処理場事業第3号町田市西部資源化センターに伴う土地売買契約
町田都市計画ごみ処理場事業第3号町田市西部資源化センターに伴う物件移転補償契約

【契約事務】

契約件名
上小山田地区資源循環型施設位置検討業務委託
町田都市計画ごみ処理場事業第3号町田市西部資源化センターに伴う土地売買契約
町田都市計画ごみ処理場事業第3号町田市西部資源化センターに伴う物件移転補償契約

循環型施設管理課

【収入事務】

歳入科目
衛生費雑入/駐車場使用料

【支出事務】

契約件名又は歳出科目
町田市熱回収施設等(仮称)整備運営事業に関する施設運営業務委託

【契約事務】

契約件名
町田市熱回収施設等(仮称)整備運営事業に関する施設運営業務委託
容器包装プラスチック等運搬処理業務委託(単価契約)

【財産管理事務】

重要物品	取得年度	取得価額(円)
車両(車両積載型トラッククレーン)	2005	5,040,000
車両用機器(焼却残さ等運搬用コンテナ)	2011	4,100,000
車両(フォークリフト)	2015	3,085,020
その他工業用機械器具(可搬型ディーゼル発電機)	2019	2,970,000
音響映像用機器(AV操作卓)	2021	5,430,000

ごみ収集課

【収入事務】

歳入科目
物品売払収入/廃棄物収集車売払代
動物死体処理委託金/動物死体処理費

【支出事務】

契約件名又は歳出科目
可燃物(小川・金森他)及び容器包装プラスチック等収集運搬業務委託
「資源とごみの収集カレンダー」全戸配布業務委託

【契約事務】

契約件名
可燃物(小川・金森他)及び容器包装プラスチック等収集運搬業務委託
「資源とごみの収集カレンダー」全戸配布業務委託

【財産管理事務】

重要物品	取得年度	取得価額(円)
車両(小型貨物車)	2001	1,853,250
車両(塵芥処理)	2006	6,400,000
車両(軽自動車)	2017	1,477,440
車両(軽自動車)	2018	1,474,200
車両(軽自動車)	2018	1,458,000

選挙管理委員会事務局

【支出事務】

契約件名又は歳出科目
2025年度 東京都議会議員選挙、参議院議員選挙、及び町田市議会議員・町田市長選挙 ポスター掲示板設置・撤去等業務委託
2025年度 町田市議会議員選挙・町田市長選挙 選挙器材運搬等業務委託
期日前投票システムネットワーク構築業務委託

【契約事務】

契約件名
2025年度 東京都議会議員選挙、参議院議員選挙、及び町田市議会議員・町田市長選挙 ポスター掲示板設置・撤去等業務委託
2025年度 町田市議会議員選挙・町田市長選挙 選挙器材運搬等業務委託
期日前投票システムネットワーク構築業務委託

【財産管理事務】

重要物品	取得年度	取得価額(円)
情報処理用機器(投票用紙読取分類機)	2012	4,935,000
情報処理用機器(最高裁国民審査用投票用紙読取分類機)	2012	3,255,000
情報処理用機器(投票用紙読取分類機)	2013	3,987,869
情報処理用機器(投票用紙読取分類機)	2013	3,987,868
情報処理用機器(投票用紙読取分類機)	2013	3,987,868

3 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次表のとおり設定した。

○収入事務

重要リスク	監査の着眼点
(1) 債権の金額及び発生時期の確定が不明確になるリスク	ア 調定は、その根拠となる法令、契約等に適合しているか
	イ 調定期限及び手続は適正か
	ウ 前年度収入未済額は確実に調定の繰越しがなされており、また、その期限は適正か
	エ 納入通知は適正に行われているか
(2) 不適正な債権管理が行われるリスク	ア 収入の消し込みは適正に行われているか
	イ 滞納状況と、その理由を明確に記録しているか

	ウ 督促、催告及び時効の更新手続は適時適正に行われているか
	エ 不納欠損処理は適時適正に行われているか
	オ 指定納付受託者による納付手続及び収入事務受託者による収納手続は適正に行われているか
(3) 不正な現金の取扱いが行われ市民からの信頼を失うリスク	ア 収入金等の現金は適正に保管、管理されているか
	イ 現金に係る帳簿は適正に作成され、管理されているか
	ウ 金銭出納員や現金取扱員等責任ある職員による適正な管理が行われているか

○支出事務

重要リスク	監査の着眼点
(1) 不正・不要な支出が行われるリスク	ア 支出命令に係る事務は適正か
	イ 支払方法及び時期は適正か
	ウ 予算目的に反する支出はないか
(2) 不正な現金の取扱いが行われ市民からの信頼を失うリスク	ア 前渡金は適正に保管、管理されているか

○契約事務

重要リスク	監査の着眼点
(1) 不適正な契約を行うことにより市に損害を与えるリスク	ア 明らかに市が不利となる契約となっていないか
	イ 予定価格は合理的な基準に基づき適正に設定されているか
	ウ 契約手続は適正か
(2) 契約における透明性、競争性が確保されないリスク	ア 業者選定は適正に行われているか
	イ 随意契約による場合、その理由は適正かつ合理的か、また、手続は適正か
(3) 契約が適正に履行されないリスク	ア 契約書・仕様書に基づき履行されているか
	イ 履行の確認は適時適正に行われているか

○財産管理事務

重要リスク	監査の着眼点
(1) 財務諸表の資産の正確性が確保できないリスク	ア 重要物品は適正に管理され、備品台帳と一致し実在しているか
	イ 重要物品の現況確認体制は確立しているか

4 監査の実施内容

関係書類の閲覧及び担当職員に対する質問、また、現金等の取扱いや重要物品について実査を行った。なお、監査の対象について、内部統制の運用状況の検証も併せて実施した。

5 監査の期間及び実施場所

2026年4月1日から同年7月27日まで町田市庁舎、町田市バイオエネルギーセンター、排水浄化センター、町田市立南中学校等で監査を実施した。

6 監査の結果

監査を実施したところ、おおむね適正に事務が執行されていると認められた。

なお、一部の改善、検討を要すると思料される事項について、町田市監査基準第14条に基づき、対象部の長から弁明、見解等を聴取したので、指摘及び意見を以下に述べる。

【指摘】とは、是正・改善を必要とする事項であり、【意見】とは、改善の検討を要望する事項である。

環境資源部循環型施設管理課

<収入事務>

【指摘】駐車場使用料の減免手続については、町田市バイオエネルギーセンター会議室等条例施行規則にのっとり、適正に行うべきもの

町田市バイオエネルギーセンター会議室等条例第7条第2項では、市長は、町田市バイオエネルギーセンターの駐車場使用料を減額し、又は免除することができることと定め、町田市バイオエネルギーセンター会議室等条例施行規則（以下「規則」という。）第12条では、駐車場使用料の減額又は免除（以下「減免」という。）について、次のとおり定めている。

規則該当条項	対象者	減免手続
第12条第1項第1号	身体障害者手帳等の交付を受	手帳等を市長に提示し、

	けている者（以下「第１号該当者」という。）	承認を受ける。
第１２条第１項第２号	市の事務又は事業に関連する業務のために訪れた者（以下「第２号該当者」という。）	市長に申し出て、承認を受ける。
第１２条第１項第３号	特に必要と認める者（以下「第３号該当者」という。）	規則で定める駐車場使用料減免申請書を市長に提出し、承認を受ける。

町田市バイオエネルギーセンターの駐車場使用料の減免に係る関係書類の閲覧及び担当者への質問を行ったところ、次のような事例が見受けられた。

- （１）第１号該当者の免除について、手帳等を提示した者に対し、正式な承認決裁を経ることなく、駐車場使用料を無料としていた。
- （２）第２号該当者の免除について、規則上、申請書の提出が必須とされていないにもかかわらず、実際には申請書以外の方法による申出を受け付けていなかった。また、申請書自体も第３号該当者用の様式を流用しており、第２号該当者用の適切な様式が整備されていなかった。
- （３）第３号該当者の減免について、行政視察の来庁者やリサイクルショップ来場者に対し、申請書の提出以外の方法による申出を認め、正式な承認決裁を経ることなく、駐車場使用料を無料としていた。

主管部課によれば、（１）については、施設警備の受託事業者到手帳等の確認及び駐車場の無料処理を委ねて承認手続を行わず、（２）については、減免理由の事前確認のため、便宜的に第３号該当者用の様式を流用して、申請書を提出させ、（３）については、利用者の利便性向上の観点から、申請書の提出を不要とし、いずれも規則に基づかない運用を行っていたとのことであった。

公金を取り扱う公務員は、市民の信頼の基礎となる法令遵守の要請が特に強く、事務の執行に当たっては、その根拠となる条例及び規則を十分に確認し、その規定に従わなければならない。

また、使用料の減免は、本来徴収すべき公金の支払いを免除する例外的な措置であり、条例及び規則に基づき厳格に行われるべきものである。規定された承認手続を経ずに減免を行うことは、適正な債権管理を妨げるだけでなく、公金取扱いの透明性及び公平性を損なうものであり、不適切と言わざるを得ない。

行政運営の効率化や利用者の利便性の向上を図る上で、現行規則がその障害となるのであれば、独自の運用を行うのではなく、規則自体の見直しを行い、実態に即した適正な規範へと改善することも必要である。

主管部課は、駐車場使用料の減免における適正な事務のあり方について、規則の

見直しの方策等を含め検討し、規則にのっとり、適正に事務を行うべきである。

【指摘】 指定公金事務取扱者に係る事務手続は、地方自治法施行規則及び町田市会計事務規則にのっとり、適正に行うべきもの

地方自治法施行規則第12条の2の12第2項(同条第3項において準用)では、普通地方公共団体の長は、指定公金事務取扱者の指定を受けようとする者に、指定をしたときはその旨を、指定をしないこととしたときはその旨及びその理由を通知するものと定めている。

また、町田市会計事務規則第38条第2項では、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したときは、同項各号に定める事項を告示し、かつ、指定公金事務取扱者である旨を証する書類を交付しなければならないと定め、同規則第38条の2第1項では、指定公金事務取扱者は、公金の徴収又は収納をしようとするときは、指定公金事務取扱者である旨を証する書類を納入者の見やすい場所に掲示し、又は提示しなければならないと定めている。

町田市バイオエネルギーセンターの駐車場使用料の指定公金事務取扱者に係る関係書類の閲覧及び担当職員への質問を行ったところ、指定公金事務取扱者として申し出た者に対し、指定した旨の通知が行われていなかった。また、指定公金事務取扱者への委託に係る告示は行われていたが、指定公金事務取扱者である旨を証する書類が交付されておらず、納入者への掲示又は提示も行われていなかった。

主管部課によれば、公金事務の私人への委託について、2024年4月の地方自治法改正により指定公金事務取扱者制度に変更されたが、担当職員の認識不足から、会計管理者協議及び告示をもって事務手続が完了したものと誤認していたとのことであった。

指定公金事務取扱者制度は、原則として市が自ら行うとされている公金の収納事務について、責任関係が不明確とならず、公正な公金の取り扱いが期待され、かつ経済性が確保される場合に限り、市から指定を受けた事業者が行うことができる制度である。

そのため、市が事業者を公金事務取扱者に指定するにあたっては、当該事業者が、公金の収納事務を適切かつ確実に遂行するために必要な財産的基礎・知識・経験を有する等の要件を満たしていることを確認し、判断しなければならない。また、その結果を事業者に通知し、その事業者が指定公金事務取扱者である旨を証する書類を掲示又は提示することは、市と事業者それぞれの役割と責任を明確にし、かつ納入者にもそれを示すための行為であり、適切に行われなければならない。

主管部課は、地方自治法施行規則及び町田市会計事務規則にのっとり、適正に指定公金事務取扱者に係る事務手続を行うべきである。

環境資源部ごみ収集課

<収入事務>

【指摘】 指定金融機関等への収入金の払込みについては、地方自治法施行令及び町田市会計事務規則にのっとり、適正に行うべきもの

地方自治法施行令第168条の5では、会計管理者が現金を直接収納したときは、速やかに、これを指定金融機関等に払い込まなければならないと定めている。

また、町田市会計事務規則第8条では、会計管理者は、金銭出納員（以下「出納員」という。）に当該出納員が所属する課の所管に属する現金の収納の事務を委任すると定め、同規則第27条第4項では、出納員は、収入金を、即日又は翌日に指定金融機関等に払い込まなければならないと定めている。

動物死体処理手数料の収入金に係る関係書類の閲覧及び担当職員への質問を行ったところ、訪問収集で市民から収納した当該手数料を出納員が自ら指定金融機関等に払い込まず、バイオエネルギーセンター内の廃棄物処理手数料の収納窓口業務を委託している事業者に預け、その事業者から収入金を払い込ませていた。

主管部課によれば、動物の引き取りは、市民がバイオエネルギーセンターに直接持ち込む方法と職員が自宅へ伺う訪問収集の方法があり、市民が直接持ち込んだ場合の手数料の収納だけでなく、職員が訪問収集で収納した手数料を指定金融機関等に払い込む事務も、事業者に委託している事務の範囲であると誤認していたとのことであった。

出納員が、自ら指定金融機関等に収入金を払い込むこととされているのは、盗難、紛失等の現金事故を防止するとともに、事故発生時の責任の所在を明確にするためである。また、公金の収納事務委託において、受託事業者が現金を収受できるのは、納入義務者である市民から直接納付を受ける場合に限定される。そのため、委託業務の範囲を正しく認識した上で、職員が直接収納した手数料については受託事業者を介することなく指定金融機関等へ払い込むよう改める必要がある。

主管部課は、地方自治法施行令及び町田市会計事務規則にのっとり、収入金を適正に指定金融機関等に払い込むべきである。